

岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）の感染拡大による新しい生活様式に対応するため、町内で中小企業者が行うキッチンカー又は移動販売車（以下「キッチンカー等」という。）の出店を支援することを目的とし、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は町長が中小企業者に準ずると認める者
- (2) 補助金の交付の申請を行う時点において、現に町内で事業を営んでいる者であって、1年以上の事業実績を有するもの
- (3) キッチンカー等を導入後、3年以上当該事業を継続する意思がある者
- (4) 町が主催、後援等するイベント等への参加要請があれば、可能な限り応じる意思がある者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（以下「補助対象経費」という。）は、キッチンカー等の導入に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する費用とし、別表に定めるとおりとする。ただし、交付決定日から令和5年2月28日までの間にキッチンカー等を発注し、契約し、及び支払が完了するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から国・県の補助金を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の全額

を切り捨てるものとする。)又は200万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、令和4年10月31日までに町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同条の規定による交付の決定を受けた後において当該決定を受けた内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を、変更、中止又は廃止の理由の生じた日から15日以内に町長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の減少による軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告等)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して15日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による実績報告書を受理したときは、速やかに補助事業の成果が補助金の交付決定の内容等に適合するかどうかを審査し、必要に応じて現地調査

を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、岩泉町キッチンカー等導入事業者支援事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

（補助事業の経理等）

第10条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 交付決定者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （4） その他町長が不適切と認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年8月4日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第2条及び第10条から第12条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

| 費目 | 補助対象経費 |
|-------|--|
| 車両購入費 | キッチンカー等として使用する車両の購入費。ただし、自賠責保険料、自動車重量税及び自動車税は除く。 |
| 車両改造費 | 食品の調理及び販売を目的とした車両の改造費 |
| 備品購入費 | キッチンカー等に搭載する保冷保温庫や調理器具の購入費 |
| 広告費 | ウェブサイト、チラシ、広告、のぼり旗の作成費等 |
| 感染防止費 | 業種別ガイドラインに沿って実施する、新型コロナウイルス感染症対策を行うための経費 |